



Title	日本古代における暦法の研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	吉田, 拓矢
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第15057号
Issue Date	2022-03-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/85415
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Takuya_Yoshida_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 吉田 拓矢

主査 准教授 小倉 真紀子
審査委員 副査 教授 橋本 雄
副査 准教授 蓑島 栄紀

学位論文題名

日本古代における暦法の研究

〔 当該研究領域における本論文の研究成果 〕

本論文の最大の研究成果は、古代の日本において施行された暦法を、中国・日本の文献史料、ならびに天文学の成果を踏まえて正確に復元し、論文執筆者自らが当時の暦を計算し直した結果に立脚して、日本古代の暦、及び暦をめぐる政治や制度に関する先行研究を是正し、現在通説とされている見解に修正を迫った点にある。

従来の研究では、日本古代史の分野においては、天文学の成果を歴史研究に活用すべきであることが提唱されつつも、研究者自身が異分野である天文学にも精通することの困難さから、天文学で示された見解が検証されないまま古代史研究に用いられ、また、天文学の分野においては、こちらもやはり異分野である歴史学に精通することの困難さから、暦の計算の根拠となる文献史料の解釈に精度を欠く、という問題があった。本論文では、日本古代史研究を専門とする論文執筆者が、天文学の知識をも習得した上で、天文学の分野における研究成果を検証して修正すべき点を的確に指摘し、それを踏まえて日本古代史研究で提唱されてきた通説を見直し、高い説得力で実証的に論じること成功している。先行研究では、暦法が正確に理解されないまま研究の素材として用いられた結果、暦の施行に対する天皇や摂政・関白などの権力維持を目的とした恣意的な関与を強調する見解が専ら提示されてきたが、本論文によって、それらの見解が適切ではないことが明らかにされ、天皇や摂政・関白などの為政者も、また実際に造暦に当たった暦官も、朝廷の政務や儀式を円滑に運営するためにより精度の高い暦の施行を一貫して追求していたにすぎない、という結論を導き出した点は、画期的な成果であるといえる。いわゆる文系・理系の枠を越え、両者を融合させた手法によって得られた研究成果は特筆に値するものであり、本論文の中で学会誌に発表している部分については、すでに学界で高い評価を得ている。

上述のような歴史研究としての成果に加え、従来の研究で用いられてきた暦のデータについて修正すべき点を指摘したことも、本論文の成果として挙げられる。日本古代史研究では、暦日・日月蝕に関する基本的なデータとして内田正男『日本暦日原典』（雄山閣、1975年）が広く利用されているが、暦法に記された一部の附則が考慮されていないために、元日日蝕を避ける、等の操作を加えて施行された当時の暦そのものとは異なっていることを明示した点は大きい。これは、本論文の主題である暦や天文学の分野に止まらず、日本古代史研究全般にわたる重要な成果といえるであろう。

〔 学位授与に関する委員会の所見 〕

本論文について、審査委員会では、上記の内容に関してはすべての委員から優れた点として高く評価されたが、以下のような課題も指摘された。

まず、本論文の結論として示された、日本と中国における君主による時間支配の理念の比較については、より厳密な検証が必要なのではないか、という意見があった。本論文では、日本の天皇は中国の皇帝よりも観象授時の意識が低く、暦の採用・施行に当たっては暦官の技量に依存し

て決定する側面が強かったという見解が示されているが、中国においても皇帝自らが暦算の技能に習熟していたわけではなく暦官の技量によって暦を施行していた点は同じであり、両国の違いを比較するのであれば、暦官の処遇の違いから国家統治における暦法施行の重要性を捉えるなどの視点も必要であろうという指摘がなされた。また、日本古代の国家統治における暦の位置付けについては、暦法が日本古来の伝統的な文化に基づくものではなく外来の先進文化として採り入れられている点も考慮すべきであり、それを踏まえた上で、日本における暦を通じた時間支配のあり方の本質を問う必要があるのではないか、という指摘もあった。

次に、個別の実証については高く評価できるものの、それらの検証が日本古代史という時代の全体像にどう影響を及ぼすのかについても展望がほしい、という課題も提示された。例えば、暦官は、大化前代から存在した氏族単位で朝廷に奉仕する伝統的な職業集団とは異なり、律令制の施行によって初めて生まれた技術官人であるが、最終的には同族内における官職の世襲化によって技能の伝承・維持が達成されており、この点から日本社会の歴史的な特質を解き明かすことも可能なのではないか、という意見が示された。

以上の点については、口頭試問の際に論文執筆者も自覚していることが確認できた。これらの問題点は、本論文の瑕疵として評されるものではなく、今後、論文執筆者が研究を深めていく過程において長期的な視点から考究することが期待される課題であり、本論文の研究成果を損ねるものではない。

本論文審査委員会は、このような審査結果に基づき、本論文は博士（文学）の学位を授与するにふさわしいと全員一致で判断した。